



令和7年3月13日

報道機関 各位

市営住宅の家賃算定において誤りがありました

このたび、市営住宅の家賃算定において誤りがあり、一部の入居世帯から家賃を過大に徴収していたことが判明しました。

対象の入居者の方々には深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

家賃算定の収入認定において、70歳以上の扶養親族がいる場合に適用する「老人扶養控除」について、名義人(市営住宅の契約者)を控除対象とすべきところを、控除対象としていませんでした。

これにより、一部の入居世帯において家賃が本来より過大に算定されていたことが判明したものです。

2 原因

市営住宅の家賃算定に係る所得控除について、誤った法令解釈により事務を進めていたことによるものと考えております。

3 対象世帯数及び過大徴収額

- (1) 対象世帯 7 団地 11 世帯
- (2) 過大徴収額 令和 2 年 4 月から令和 7 年 1 月までの合計 704,100 円

4 市の対応

- (1) 原則として対象世帯へ個別訪問のうえ、過大徴収についての説明及びお詫びを行いました。
また、令和 7 年 4 月をめどに本来家賃との差額を返還する旨をお伝えしました。
- (2) 過去 10 年分(平成 26 年 4 月から令和 7 年 1 月まで)の過大徴収分を返還します。
ただし、令和 2 年 3 月以前の過大徴収分は文書の保存期間を過ぎているため、市で確認することができません。該当すると思われる方は、申し出により、過大徴収を確認できれば、相当額を返還します。

5 再発防止について

以下の取り組みを行い、入居者の信頼回復及び再発防止に努めてまいります。

- (1) 正しい法令解釈のもと、適切な家賃算定を行います。
- (2) 法令の解釈に疑義が生じた場合は、国や県へ照会のうえ、正しい解釈を確認することとします。

上田市は「SDGs 未来都市」です。



上田市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

本件に関する問い合わせ先

上田市 都市建設部 住宅政策課

課長 木内(担当係長 清水)

電話 0268-22-4100 内線 1684